

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
不利益処分名	一部負担金不払いに対する徴収	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第42条第2項	
連 絡 先	(電話 621 - 5159)	
処 分 基 準	基 準	<p>(療養の給付を受ける場合の一部負担金)</p> <p>第42条・・・略・・・</p> <p>2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)